

# 第63回議会運営委員会記録

令和3年4月13日

【開催日】 令和3年4月13日（火）

【開催場所】 第1委員会室

【開会・散会時間】 午前10時～午後0時

【出席委員】

委員長	長谷川 知 司	副委員長	伊 場 勇
委員	河 野 朋 子	委員	高 松 秀 樹

【欠席委員】

なし

【委員外出席議員等】

議長	小 野 泰	副議長	矢 田 松 夫
議員	杉 本 保 喜	議員	山 田 伸 幸
議員	吉 永 美 子		

【執行部出席者】

総務部長	川 地 諭		
------	-------	--	--

【参考人】

参考人	山 田 伸 幸		
-----	---------	--	--

【事務局出席者】

事務局長	尾 山 邦 彦	事務局次長	島 津 克 則
庶務調査係長	田 中 洋 子	庶務調査係書記	岡 田 靖 仁
議事係長	中 村 潤之介	議事係書記	原 田 尚 枝

【付議事項】

- 1 6月定例会について・・・資料1
- 2 モニター意見について・・・資料2
- 3 政務活動費（手引）の改正について
- 4 陳情・要望書の取扱いについて

(1) 「高橋参考人の不穏当発言の議会对応についての陳情」および「陳情等による参考人の発言の責任の所在等に関わる陳情書」について

・・・資料3

(2) 「地方卸売市場民間運営計画の見直しを求める陳情書」について

・・・資料4

5 陳情書（山田伸幸議員の不適切発言から見る議会、議員の在り方について）  
について

6 抗議文（山田伸幸議員の不穏当発言の取り消し等）について

---

午前10時 開会

---

長谷川知司委員長 おはようございます。ただいまから第63回議会運営委員会を開催します。本日の付議事項は、お手元にある資料のとおりに進めたいと思います。それでは、付議事項1、6月定例会について。資料1を御覧ください。これについて、執行部から説明を求めます。

川地総務部長 おはようございます。お忙しい中、お集まりいただきまして申し訳ございません。今回、市議会6月定例会につきまして、毎年開催の5月臨時会を含めた日程での早期開催をお願いするものです。例年ですと、5月臨時会におきまして小型自動車競走事業におけます繰上充用に係る当該特別会計補正予算を提出がありますが、そのほか、この度は人事案件の提出を予定しております。一方、令和3年度当初予算は、市長選挙の関係もありまして骨格予算となっているため、従来であれば、6月定例会におきまして市長が施政方針を述べるほかに、新型コロナウイルス感染症対策を含む本格予算を提出することとなります。特に今回におきましては、先ほど言いました新型コロナウイルス感染症対策事業をはじめ、諸施策の早期着手により、市民福祉サービスの向上に努めたい旨を考えており、6月定例会を5月中から開催していただけますと、例年より約10日間程度、事業着手が早められるのではないかと考えております。つきましては、6月定例会の早期開催につきまして、御審査のほどよろしくお願ひします。

長谷川知司委員長 執行部から説明がありました。5月臨時会をなくすといい

ますか、それを含めて6月定例会として審査したいということであり  
ます。これについて皆様から意見がありますか。

山田伸幸議員 補正予算の提出はいつ頃になるのでしょうか。

川地総務部長 告示のときに、ちゃんと通常どおり出させていただきます。

長谷川知司委員長 よろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）それでは、付議  
事項1については、このとおり行うということです。どうも御苦勞様で  
した。

（執行部退室）

長谷川知司委員長 では準備が整いましたので、付議事項2に行きます。モニ  
ター意見について、これについて事務局から説明をお願いします。

中村議会事務局議事係長 その前にですが、今、資料1について全く日程を事  
務局から説明しておりません。今までは説明しておりましたが、いかが  
でしょうか。

長谷川知司委員長 説明をお願いします。

中村議会事務局議事係長 それでは、先ほど執行部から説明がありましたとお  
りの日程案を組んでおりますので説明します。告示、議運はもう省略し  
ますので、本会議初日から説明します。5月20日木曜日が本会議初日  
になります。この日に施政方針演説が行われることになります。21日  
金曜日は、施政方針演説がある定例会のときの申し合わせ事項どおり、  
この日に議運を開催し、代表質問と一般質問の締切りとなります。代表  
質問については、まず頭の部分のみの提出ということになります。そし  
て、24日月曜日も休会としております。代表質問の趣旨書の締切りを

この日の午前中に予定しております。その後、代表質問をされる議員で調整していただいて、午後2時から聞き取り開始、午後5時までに聞き取りを終えるということで考えております。25日火曜日から委員会となります。まず25日火曜日は、2委員会と分科会を予定しております。26水曜日と27日木曜日は、全国市議会議長会が開催の予定となっておりますので、この日を休会とさせていただきます。28日金曜日は本会議の開催を考えております。先ほど説明がありましたとおり、小型自動車競走事業の議決が必要になりますので、ここに本会議を入れさせていただきます。終わり次第、委員会を開催できるような時間帯になろうかと思っておりますので、ここに委員会も入れております。29日土曜日、30日日曜日の休会を挟みまして、31日月曜日に委員会を予定しています。これも出てくる議案の案件によっては、ここで委員会の開催もできるように日程に入れております。6月に入りまして、1日火曜日は委員会予備日を設けております。そして、2日の水曜日が代表質問、現在4会派になりますので、最高でも4名と思っております。そして、3日木曜日、4日金曜日、5日土曜日と6日日曜日の休会を挟みまして、7日月曜日、ちょっと飛びますけど10日木曜日を一般質問で考えております。間の8日火曜日と9日水曜日は、ここに記載のありますとおり全国市長会が予定されておりますので、ここも休会とさせていただきます。11日金曜日に一般会計予算決算常任委員会全体会、12日土曜日、13日日曜日の休会を挟みまして、さらに14日月曜日の議事整理のための休会を挟み、15日火曜日を本会議最終日とする6月定例会日程案を執行部と調整しておりました。以上です。

長谷川知司委員長 今、事務局から説明がありました。これについて質疑がありましたら。先に委員からお願いします。ありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）ないようでしたら、どうぞ。

山田伸幸議員 25日の2委員会・分科会というところは、一般会計の補正予算をここでやっていくということなんでしょうか。

中村議会事務局議事係長 そのとおりです。

長谷川知司委員長 ほかにありませんか。

中村議会事務局議事係長 先ほど執行部の説明もありました小型自動車競走事業特別会計は、委員会審査が終われば、28日金曜日の本会議で採決となりますので、25日火曜日は、議案が出てくれば総務文教と産業建設の委員会と分科会ということで考えております。したがって、民生福祉は28日金曜日の審査で考えております。

山田伸幸議員 この度の補正予算は本格的な予算という見通しなわけですが、となれば一般会計の審査の際に、事業審査についてもそこで実施されるかどうか。その点はどうなんでしょうか。

島津議会事務局次長 今考えておりますのが、13日の告示の日に事業概要が配られると思いますので、そこで各常任委員会で話し合っていて、審査対象事業を選定していただければと考えております。今回委員会まで余り日にちがありませんし、執行部としても資料を準備する都合もありますので、できましたら13日に集まっていいただければと思っております。以上です。

長谷川知司委員長 ほかにございませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）ないようでしたら、付議事項1を終わります。ほかの議員の方にもこの日程を早くお知らせしてください、一般質問の締切りが早くなったということがありますので。皆さんに行き渡るようにします。では、付議事項2に行きましょう。モニター意見について、資料2です。事務局から何かありますか。

中村議会事務局議事係長 これは広聴特別委員会から定例の締切りを過ぎたも

のについて、それぞれの担当委員会の振り分けが決まりましたので、ここにお示しするものです。担当委員会の中に議会運営委員会と記載のあるものについて、議論していただけたらと思います。

長谷川知司委員長 事務局からありましたように、これは広聴特別委員会において、担当が議会運営委員会と決まったわけですので、これをもって、今後、会派の中でも話し合っって議運で話したいと思います。よろしいでしょうか。（「はい」と呼ぶ者あり）では、次に付議事項3、政務活動費の改正について。

島津議会事務局次長 政務活動費の手引の改定について、今日は頭出しということで皆さんに御説明したいと思います。まず1点目、政務活動費については、今まで備品の購入については定めておりませんでした。これについて、備品の取扱い、管理の方法を定めたいと思います。具体的には、備品を買われたときに、備品台帳を作るとか、もしも会派が解散されたときとか、その備品の耐用年数内に議員がやめられたときとかに、その備品を一旦事務局でお預かりして、その後、使いたい人がいた場合に、希望者が多数おりましたら抽選でお渡しするなど、そういった備品の取扱いについて定めたいと思っております。もう1点は、預金利子の取扱いです。政務活動費を今、皆さんは口座で管理されていらっしゃると思いますが、それに預金利子が発生したときに、それも含めて収支報告書を提出してもらおうと考えております。そういった修正を手引に記載しまして、後日皆さんにお渡ししますので、その点について会派なりで考えていただいて、次回、その手引の改正案を基に議論していただけたらと思っております。説明は以上です。

長谷川知司委員長 ですから、令和2年度の政務活動費は今までどおりということでもいいわけですね。

島津議会事務局次長 今期の政務活動費について適用することはなく、もし改

正するのであれば、来期となる10月からの政務活動費について適用させていただければと思っております。

高松秀樹委員 平成30年4月に手引をもらっていますよね。これが変わってくるということになるんですか。

島津議会事務局次長 修正箇所を網掛けして、皆さんに正式にお渡しして、議会運営委員会の中で議論していただいたらということです。今日は頭出しということです。

高松秀樹委員 改選後から適用するということなんですけど、例えば会派で備品を購入している場合、改選がありますよね。その取扱いは今の段階ではどうなるんですか。

島津議会事務局次長 今の段階では特に決めておりませんので、会派がもし存続するようなら、今までどおり会派で使用していただきたらと思います。

高松秀樹委員 だから存続しない可能性もあると思うけど、今回は適用しないということは、いわゆる会派の持ち物になるということですか。会派には何人かいらっしゃるけど、それが所有することになるんですか。

島津議会事務局次長 基本的に今までの取扱いはそうでした。この改正がもしも、改選前に改正するとなつて、実際に改選したときに、その備品の取扱いに困るようなことがあれば、今、耐用年数内で買われた方がいらっしゃるかちょっと記憶にないんですけども、そのときは事務局に預けていただきたら、次の方で使いたいという方がいらっしゃれば、お渡ししたいと思います。

高松秀樹委員 今から決められるということですけど、例えば購入した書籍も備品になるんですか。

島津議会事務局次長　今は事務機器のみを備品として、書籍については備品の取扱いにはしないようにしようと考えております。

山田伸幸議員　預金利子の発生も記入と言われたんですが、決して政務活動費だけがその通帳に入っているわけではない場合が多いと思うんです。そういった場合は、案分しなくてはいけないということなんですか。

島津議会事務局次長　できましたら専用口座を作って管理していただきたいと思います。会派については、今は専用口座を作っていただいております。無所属議員の方も是非、政務活動費専用の通帳を作っていただけたらと思います。そうしたら、利子の振り分けも案分しなくて大丈夫になると思います。ちなみに、今の金利の状況ですと一人の場合は預金利子が発生しません。

長谷川知司委員長　ほかにはよろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）では、付議事項3を終わりました、付議事項4、陳情・要望書の取扱いについて。2件あります。資料3、資料4ですが、事務局から説明をお願いします。

中村議会事務局議事係長　まず資料3を御覧ください。件名を申し上げます。  
「高橋参考人の不穏当発言の議会对応についての陳情」及び「陳情等による参考人の発言の責任の所在等に関わる陳情書」について、ということで、小野田中央青果仲買人組合組合長高橋様から3月22日付けで出ております。そして、裏面が資料4になります。同日付けで同組合長高橋様から「地方卸売市場民間運営計画の見直しを求める陳情書について」ということで、2件出ております。これまで市場に関わる陳情・要望に類するものが出てきまして、3月定例会の前、それから最中とずっと出てきましたが、継続する案件という判断から、議長から議会運営委員会に至急案件ということで諮問されたものです。調査委員会の決定をお願い

いします。

長谷川知司委員長 ただいま事務局から説明がありました。最初に資料3について、この担当委員会を決めたいと思います。

高松秀樹委員 まず資料3については、これは陳情の取扱いについてと思われるので、そうすると議会運営委員会になると思います。

長谷川知司委員長 ほかの方の意見はありませんか。

伊場勇副委員長 資料3、資料4も書かれています。605名の陳情への賛同署名を頂いたということなんですが、これは資料3についても資料4についても605名の賛同の署名を頂いたと。その署名が今、議会に届いているのでしょうか。

中村議会事務局議事係長 議会に署名そのものが丸々届いたかということであれば、届いていません。

伊場勇副委員長 この事実確認というか、605名というのは、書かれているだけで、証拠になるものは議会にはないということですか。

中村議会事務局議事係長 おっしゃるとおりです。

山田伸幸議員 日付が3月22日となっております。本会議会期中の提出になっているんですが、受付も同日になっています。この間に議会運営委員会等が開催されておりましたが、これが実際に議会運営委員会に諮問されたのは、いつだったのでしょうか。

長谷川知司委員長 これは今日ですね。ほかにありますか。

山田伸幸議員 この陳情が今後どういうスケジュールで、先ほどの例で高松委員の発言によると、議会運営委員会で諮ったらどうかということなんですが、今後はこれをどう扱うおつもりなのか、委員長のお考えをお聞きしたいんですが。

長谷川知司委員長 私の考えというよりも、まだ今意見を聞いているわけで、それで皆さんで議運と決まれば議運でやりますけど、ちょっと今意見を聞いています。これにつきましては、高松委員から議運でどうかという意見がありました。議運で扱ってよろしいでしょうか。（「はい」と呼ぶ者あり）これについては、今後議運の中で協議していきます。日程等、詳しい日程等は中身を精査してから、次回決めたいと思います。資料4について、事務局がさっき言われました。担当委員会を決めたいと思います。資料3と関連しております。

高松秀樹委員 表題を見ても、市場の計画の見直しうんぬんとありますので、産業建設常任委員会に送るべきだと思います。

長谷川知司委員長 ほかに意見はありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）これは、産業建設常任委員会で取り扱うようにします。以上で一応付議事項4まで終わりました。ここで一旦休憩を入れます。暫時休憩します。

---

午前10時23分 休憩

---

（山田伸幸議員 退室）

---

午前10時33分 再開

---

長谷川知司委員長 では、休憩を解いて、付議事項5、陳情書「山田伸幸議員の不適切発言から見る議会、議員の在り方について」を審議します。山田議員をここに参考人として呼び出すことでいいですか。では、その

ようにしたいと思います。山田参考人、お入りください。

(山田伸幸参考人 入室)

長谷川知司委員長 それでは、委員会を代表して参考人の方に一言御挨拶を申し上げます。本委員会に出席していただき、ありがとうございます。本日は忌たんのない御意見をお述べくださいますようお願いいたします。本日の議事につきましては、本陳情書について参考人の方から説明していただき、その後質疑に入ります。なお、参考人におかれましては、委員長の許可を得てから発言くださいますようお願いいたします。発言の内容は、問題の範囲を超えないようお願いいたします。また、参考人は委員に対して質疑することができないようになっていきますので、御了承願います。では、陳情者の内容について参考人から説明を求めます。

山田伸幸参考人 おはようございます。本日は、私に関わる陳情を御審議いただくために、時間を取らせてしまいまして、非常に申し訳なく思っております。では、今委員長から言われました私の意見について、陳情書にある不適切発言なるものが、一体どういったものだったかというのを述べさせていただきます。それに対する私の考えを述べさせていただきます。私は市議会議員として、労働者、市民、中小企業等の社会的弱者の地位向上を市政に反映させるため、様々な活動を行ってまいりました。特に労働者の低賃金やワーキングプアの問題も、本会議や委員会等で繰り返し発言してまいりました。この度の問題になっている部分は、平成30年第3回定例会、第88号議案に関するものであります。これは、議案が提案されるときには、入札の結果が出ておりました。この工事の結果を見ますと、調査基準価格は4億8,584万6,000円でした。調査基準価格については、言うまでもないものでありますので、ここでは省きたいと思っております。そして、本来なら最低制限価格が設定されるところであります。今回は調査基準価格が設定されておりました。今回問題になっている工事について、調査基準価格である4億8,584万

6,000円より1億6,584万6,000円も低い3億2,000万円で太陽産業株式会社と安川電機の共同事業体が落札しました。このため、調査基準価格を下回る価格での工事の適合性が確保されるのかという調査がされているのかということが問題になります。私は市会議員として、このことを質問したわけであります。また、本議案に係る請負契約の落札業者が太陽産業と安川電機であったことから、低価格入札による労働者へのしわ寄せについて懸念を抱きました。というのも、私は平成29年12月頃、安川電機で息子が働いているという男性から、息子に残業代が適正に払われていないという相談を受けておりました。私はこの相談を受け、労働問題に詳しい方に相談し、そして安川電機での残業代の未払いについて、どのように解決したらいいかというアドバイスを受けておりました。そしてこの方から、今後、その相談者の息子がどれくらいの時間ほど労働に当たっていたのか、それを事細かくメモするように指示するようアドバイスを受け、それを御本人に伝えました。なお、本会議の後に分かったことなのですが、相談者の息子が勤めていたのは、安川電機の子会社であり、共同事業体を構成する安川電機そのものではありませんでした。また、今回のこの議案については、今申したような問題意識を持っていたがために、定例会の本会議において、委員長報告を受けた後、質問したわけです。本議案の担当である産業建設常任委員長から、落札価格と予定価格の約5億8,000万円とのかい離の原因についての質問に対し、これは委員会での答弁ですが、「一番低い今回の落札業者に低入札の理由を確認したところ、近年、このような大きなポンプ場の事業はなかなかない珍しい事業であり、今後も継続して山陽小野田市と付き合いたいので、今回の工事を利益度外視に近い状態でも受注したいとのことであった」と答弁されておりました。こういった委員長の報告があったのを受け、私はこの後、調査基準価格よりも著しく低い金額で落札した業者に対する調査において、工事の品質とともに、そこで働く労働者の労働環境についての調査を行ったのかどうかを確認するために、一連の発言をしました。一連の発言の背景には、さきに述べた私の問題意識と相談があったことが原因であります。その

ため、私のこの発言の中で出てくる電気事業者とは、あくまでも安川電機を指しており、太陽産業ではありません。私は、太陽産業は建設業者と認識しており、電気事業者という認識を持っておりませんでした。既に述べたとおり、私が相談を受けていたのは、安川電機に関するものであり、私の問題意識として、安川電機の労働条件が厳しいものではないかというものであって、こういった発言をしました。また、この発言を受け、太陽産業から、「ブラック企業」との発言に対して名誉毀損であるとして、太陽産業から裁判を起こされました。この裁判を起こされる前、太陽産業の代理人から、謝罪を要求する内容証明郵便が届けられましたが、私はこの通知を受け取ったということを伝えただけで、謝罪等はしませんでした。そうしたところ、太陽産業から調停を申し立てられました。第1回の期日は私に用事があり出席がかなわないということ伝え、第2回については、私が出頭したところ、裁判官から太陽産業が調停を取り下げたと伝えられました。その後、名誉棄損ということで、山口地方裁判所宇部支部に裁判を起こされました。私の議会での発言は、公務としてされているものであることから、私自身は責任を負わないという判断がされました。そういう主張をし、これについて宇部支部もそのように裁定を下しております。太陽産業は、この判決を不服として、広島高等裁判所に控訴し、控訴審における判決も既に下されております。私は、もちろん自分の発言が太陽産業の名誉を毀損したとは考えておりません。既に述べたとおり、私の発言中の電気事業者とは、太陽産業のことを指しておりませんし、私の発言は、市議会議員として私が受けていた相談に裏打ちされた低価格入札一般についての問題点を指摘したものと考えています。そのため、このような発言までもが名誉毀損であるならば、市議会議員の議会内での自由な言論を脅かし、ひいては民主主義と地方自治という憲法の基本理念にも反するのではないかと考えております。以上で私からの発言を終わりたいと思います。

長谷川知司委員長 山田参考人から意見が述べられました。このことについて、皆様方から質疑があればお聞きします。

吉永美子議員 今お聞きをされていて、やはり疑問が出たのが、平成30年9月28日の山田議員の発言の中で、太陽産業が意見広告としても挙げておられますが、「この電気事業者については、私も以前ある方から御相談を受けて、非常に厳しい労働条件、いわゆるブラック企業ではないかということで調査に入ったこともあるんですが」と言われています。でも先ほどの発言ですと、結局は安川電機ではなく、その子会社であったことが判明したということですので、この電気事業者となると、どうしても安川電機と誰もが思ってしまうわけですが、この発言については、間違っていたという認識はないでしょうか。

山田伸幸参考人 確かに、安川電機本体ではなかった、実は安川電機情報システムエンジニアリングという安川電機の業務を担う会社であったということは、この本会議の発言の後、再度、本人から聞き取りしたときに明らかになったものであります。

吉永美子議員 だから、それは後日明らかになったのであって、やはりここでの発言は違っていたと訂正すべきではなかったのではないかと思うんですが、いかがですか。

山田伸幸参考人 訂正はどのような形でできるのでしょうか。もう既に本会議で発言した後の訂正は、できないように思いますけれど。

吉永美子議員 やはりほかの議員とかでも、ちょっと訂正させてくださいということで議長に言われるので、この本会議中であれば別に問題はなかったのではないかなと思います。そういった修正を9月の本会議中にしようという認識には至らなかったということでしょうか。

山田伸幸参考人 その日は本会議の最終日でした。そういったことが明らかになったのが、もう本会議が閉会された後の日にちでしたので、それは不

可能でした。

吉永美子議員 次に12月議会がありましたから、その会議録自体の訂正は無理であっても、12月に分かっていたのであれば、9月の発言は訂正したいということを述べておられたほうが、結果としては良かったのではないかと思うんですが、いかがですか。

山田伸幸参考人 それが有効であるかどうかという問題があろうかと思えます。もう既に本会議が閉まった後——会議中であれば、そういったこともやることはできたと思えます。現に、私は本会議中で間違った発言については訂正させてください、若しくは先ほどの発言は取り消してくださいというようなことは今まで何回もありましたので、そういったことはしてきたつもりです。本件については、もう既に本会議の最終日を過ぎておりますので、形の上だけで訂正はできたかもしれませんが、それは意味があるのかどうなのか。私は、そうではなかったように思っております。

吉永美子議員 事務局にお聞きしますが、そのときには気が付いていなくて——聞いてはいけませんかね。事務局に確認させていただいていいですか、今の件を。

長谷川知司委員長 今回の件を事務局に確認です。

中村議会議務局議事係長 事実行為として、次の定例会以降の会議で訂正を求める発言をして行うことは可能です。ただ、実際の取消しになると先ほどあった会期の不継続の原則というか、それに基づくので、会期の間でないと議事録から消すことできませんので、今できる手はずとしたら、おっしゃったように以後の定例会で発言をするが、前の発言も記録上は消えない。ただ、後の定例会のどこかで、そういう発言をして前の発言はこうだったというのが、事実上残るだけと考えていただければいいと

思います。

吉永美子議員 それと別で、太陽産業のことを言われたのではないということから、謝罪は行っていないということによろしいですか。

山田伸幸参考人 その問題については、太陽産業から裁判を起こされました。山口地方裁判所宇部支部においても、発言については責任を問わないという判決が出ておりますし、広島高裁においては、次のような判決が出ております。本件事件が控訴人の名誉を毀損するものと認められるか否かについて検討するとして、被控訴人——私は、本件企業体による予定価格よりも大幅に低い金額での落札に問題はなかったのかをただす中で本件発言をしたものであり、本件発言中のこの電気事業者が直ちに控訴人を指したものであるとは認められない。また、本件発言中の非常に厳しい労働条件、いわゆるブラック企業ではないかということで調査に入ったこともあるという部分も、控訴人が非常に厳しい労働条件の下で労働者を使用しているなどと断定したのではなく、本件発言により直ちに控訴人の社会的評価が低下したとも認められないから、被控訴人による本件発言が、控訴人の名誉を毀損したとして、不法行為を構成するとは言えない。したがって、控訴人の主張における法的見解の当否にかかわらず、被控訴人が控訴人に対し不法行為に基づく損害賠償責任等を負うものとは認められない。こういう判決が出ております。

高松秀樹委員 今はこの陳情書をやっているんですよね。この陳情書の中身は、あのときも指摘したんですけど、各5項目について陳情しますと。実際は四つしかないんですけど、一つは、主語が「議長は」、次は「議長以外の議員は」、3番目は「議会は」、4番目は「議会は」ということで、要は議会の運営の話だけなんです、実は。ここで山田参考人の発言についてうんぬんという協議はできないんじゃないかと思っているんです。今述べられましたけど、それを今からやっていくのかどうなのかというのを、まずはっきりしてもらいたいと思います。この陳情書のとおりや

るのであれば、それは余り関係ないですよ。そこをちょっとどうされるのか決めてください。

長谷川知司委員長 私からちょっと意見を述べますが、前回、杉山さんから意見を聞きました。今回、山田議員からも意見を聞こうと。そうした中で今進めているのは、山田参考人が述べられたことに対する質疑をしているわけです。今後、この質疑が終わりましたら、この中でどのように進めていくか。当然この陳情書に沿っていくべきとは思いますが、杉山さんの意見、山田参考人の意見、そういうのは当然参考にして進めていくようになると思います。だから、今は山田参考人の言われたことに対しての質疑だと御理解ください。

高松秀樹委員 それだったら、大分ぶれてきますけど、委員長がそう言われるんで山田参考人に質疑をします。先ほど、最終日であったから、訂正については、その後にやっても効果が出ないんじゃないかうんぬんとありましたよね。そこは、今の山田参考人の発言からすると、訂正ではなく恐らく取消し、趣旨が変わるんで取消しなんですよ。つまり、山田参考人は、取消しの意向があったって見て取れるんですよ。今、さっき言われたでしょ。訂正しようという気持ちはあったけど、もう最終日であったから、そういう効果のほどを考えて行わなかったという話だったんですけど、そうじゃなかったですか。

山田伸幸参考人 これについては、次の議会も終わったその次なんですよ。3月議会の頃に、初めて調停の申立てがあったんです。ですから、もう既にそういった状況にはなかったと思っています。ただ、そういう誤解を、その場でその後すぐにでもあれば言えたかもしれないですけども、抗議文だとか、あるいは調停の申立てというのが、後々になってやってきておりましたので、それを私がこの「電気事業者については、太陽産業ではありません」と言う場はなかったと思っています。

高松秀樹委員 あったかなかったかというところなんですけど、僕が質問しているのはそうじゃなくて、さっきは自分の発言に対して間違いがあったから訂正しようと思ったと言われたんじゃないんですか。

山田伸幸参考人 明らかに誤解を受けているのではないかなと思っておりまして、それは説明してもいいかなとは思っておりました。

高松秀樹委員 訂正ということじゃなくて、恐らく趣旨が変わるので、これは議会では取消しという言葉になると思うんです。ということは、その部分については、議場での山田議員本人は取消しの意向があったと見られるなと思います。もう一つ、裁判のことを言われましたけど、あんまり議運の中で裁判うんぬんを話したくないんですけど、もう一度地裁と高裁、それぞれ何を争ったのかをまず教えてもらえますか。

山田伸幸参考人 一審では、私の発言が公務で行われておりますので、その公務の発言が責任を問われないものであると主張しました。これについては、全面的にそれが認められたということです。二審においては、同様な主張とともに名誉毀損に当たらないと主張して、それがまた高裁においても認められたということでした。

高松秀樹委員 いろいろ調べたんですけど、地裁は損害賠償について訴えられたわけじゃないんですか。損害賠償でしょ。地裁の結論は、議員個人に損害賠償を科すことができないということで却下されたと思っています。それで間違いはないですか。(「はい」と呼ぶ者あり)間違いはないですね。その理由、それによって今太陽産業は国家賠償法に基づいて市を訴えている。これは確実に名誉毀損に伴う損害賠償についてやっているんじゃないんですか。

山田伸幸参考人 そのようになっております。

高松秀樹委員　ということは、例えば地裁では山田議員の本会議発言に不穏当な部分があったかどうかは、全く争点になっていないですね。だから、僕たちがそれを間違ってしまうと不穏当発言があったかなかったか、却下されたかされなかったかという話じゃないということでしょうか。

山田伸幸参考人　それでいいと思います。

吉永美子議員　ちょっと確認したいんですが、安川電機ではないその子会社であると分かったのは、いつの時点ですか。

山田伸幸参考人　本会議が終わってから1か月後ぐらいです。

吉永美子議員　ということは10月ぐらいですかね。

山田伸幸参考人　というのも、相談のあった息子さんが、実はもう会社を辞めたとお聞きして、そのときに明らかになった問題です。

吉永美子議員　私が先ほど申し上げたかったのが、事務局にあえて確認させていただいたんですけど、12月議会のときには安川電機ではない、現実的にはその会社ではなくて子会社であって、別会社であるということが分かっていたわけですので、やはりそれはまずかったというお気持ちがあれば、要は事実上の発言の撤回という形を12月に取っておられたほうが、本当に結果的に良かったと再度強く思っているんですけど、そういったことは、思い付くところには行かなかったということですか。

山田伸幸参考人　それは思い付きませんでした。そういうふうには思い至りませんでした。

長谷川知司委員長　山田参考人の議会での発言を議事録から見ますと、先ほど

も吉永議員が言われましたように、「この電気業者については」とおっしゃっています。この電気業者ということは、本会議場では安川電機と太陽産業とのJ Vが話題になっており、普通はそのことを言われたんだと考えるんです。ところが、山田参考人は安川電機のことを言われたという理解でいいんですか。

山田伸幸参考人 これ先ほど述べたように、中村委員長の委員長報告における発言では、近年このような大きなポンプ場の事業がなかなかない珍しい事業であり、今後も継続して山陽小野田市と付き合いたいので、今回の工事を利益度外視に近い状態でも受注したいとなっているんです。このように言われたので、安川電機が発言したと受け取りました。

長谷川知司委員長 あくまでも議題になったのはJ Vについて、そういうように言われたということも一般の人は考えることがあるわけですね。山田参考人は詳しいから、もうこれとは判断されたと思うんですけど、この議事録の中で流れから言えば、この電気事業者というのは、あくまでもJ Vを指しているんじゃないかということで、太陽産業も自分のことを言われたと思われたかなと思うんですが、そういうことは思われませんでしたか。

山田伸幸参考人 それは太陽産業からこういう訴えを起こされて、初めてそうだったのかと思いました。当日の中村委員長の報告は、やはり、これは安川電機が引き続き山陽小野田市で仕事をしたいという意味を込めて、このような委員会での報告があったのではないかなと思っております。

伊場勇副委員長 陳情書の③にも第三者を傷つけないように留意してほしいということが書いてあります。今回は太陽産業の杉山さんからの陳情ですが、自身の発言によって傷つけてしまったとか不快な思いをさせてしまったとか、山田参考人はどう思われているのかを教えてください。

山田伸幸参考人 傷つけた、不快な思いをさせた、それは太陽産業の受け取り方でそのように思われているというのは分かります。しかしながら、それについての原因が私の発言であって、それが罪というか、太陽産業が主張するような損害賠償も含めて、やるようなものであったのかということではないという判決も頂いておりますので、それはそれとして受け止めていただきたいと思います。

伊場勇副委員長 ということは、山田参考人は、公の場で言論の自由の範囲内での発言だったと解釈されているということですか。

山田伸幸参考人 実際にもう既にそれは法廷の場において明らかに名誉棄損に当たらないという判決を頂いておりますので、あとは、これを尊重するかどうかという話です。残念ながら、太陽産業はそうではないということで、今回もこういう陳情を出されてきているわけです。あとは議会で、この陳情書についてどのような結論が出されるかということになるんじゃないかなと思います。

高松秀樹委員 この審査において、裁判所の判決にウエイトを置かれるようなお考えがあるんなら、判決文を入手すべきだと思っています。僕は議会として判断すべきと思うんで、そうであれば議会ルールの中で、議会の自律権という内部問題として、今後しっかり審査していくべきだと思います。

山田伸幸参考人 私が最初に陳述した内容というのは、先日の太陽産業の発言を後で聞いておりました、その中で誤解といいますか、そういったものがあるかと思いましたが、私がどういう趣旨をもって発言したかということを紹介したかったわけです。ですから、そういった点で私が先ほど陳述をしたわけですから、それについて、判決どうのこうのというふうになると、これはまたちょっと違うのではないのかと思います。先

ほど高松委員が言われたとおり、この陳情書どおりでやられるべきではないかなと思いました。

伊場勇副委員長 法廷の理由等々はちょっと置いておいて、議会として、不適切な発言だったのかどうか、この一市民の方から頂いている意見について議会がどう対応や対処して、今後の議会運営に生かしていくのかというところは決めていかなきゃいけないところだと思っています。ですから、法廷の書類等々はまた別の話で考えていきたいなと思っています。もう一度確認しますが、今のところ山田参考人には不適切発言という認識はないということでしょうか。

山田伸幸参考人 私は、私の調査、聞き取り、あるいは相談等に基づいて発言しておりますので、その点では私自身の責任として、それは問題ない発言だと考えております。

長谷川知司委員長 先ほど私が申しましたように、山田議員としての発言が、ほかの人にはJ Vのことを指したんだという誤解があった場合があるんですね。そのことについて言葉足らずであったという考えはありますか。

山田伸幸議員 本会議の発言の中で、J Vを構成するどこそこ社というふうな形での発言をしてはいけなかったと思っておりましたので、当時発言をするときに、わざわざそこでは電気事業者という形にしたと思います。

長谷川知司委員長 いけなかったと思われて言わなかったんですけど、「実際は太陽産業のことを言ったのではなくて、安川電機のことを言った」と言われました。それをやはり分かりやすく説明したほうが良かったかなとは思いますが、今その気持ちはありますか。

山田伸幸議員 その点を配慮して発言したと自分では思っております。

長谷川知司委員長 ほかにありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）一応ここで山田参考人への聞き取りを切りましょう。以上で、陳情書に対する説明が終わりましたから、ここで一旦休憩します。山田参考人、どうもありがとうございました。15分まで休憩します。

---

午前11時7分 休憩

---

（山田伸幸参考人 退室）

---

午前11時16分 再開

---

長谷川知司委員長 では、休憩を解いて委員会を再開します。ただいま山田参考人から話を聞き、質疑も終わりました。それでは元に戻りまして、陳情書について審議を進めていきたいと思えます。陳情書の内容は四つの項目があります。この1、2、3、4を順次進めていくというやり方でいきたいと思えます。では、1、議長は議場における議員の発言が適切であるかチェックし、必要に応じて適切に対処することとありますが、これについて皆さんの意見はありますか。

吉永美子議員 当然議長はチェックしておられると思えますし、それはされていると思えます。当然と思えます。

河野朋子委員 この陳情書の4項目、今のように一つずつ確認すれば、それはそうですとか、もっともですとなります。しかし、まずこの陳情者は山田議員の発言が不適切発言であるという大前提を基に、こうしてください、具体的にしてくださいということなので、不適切発言なのかどうか、それぞれ陳情者あるいは参考人から聞いた上で、それをどう捉えるのかというところが、ちょっと今、全然見えてきていません。一つ一つ確認したところで、ちょっと論点がもう全然見えてこないの、それぞれの主張を聞いた上で、一体どういう状態なのかというのを少し議論

しないと、この4項目については、まとまってこないと思うんです。今のそれぞれの主張を聞いた上では、申し訳ないけれども、全くそれぞれが思い込みで突き進んで、お互いが一生懸命されているというのが見えたという状況で、これをどういうふうに采配したらいいかが難しい話だなというのが率直な感想です。その辺りを今後議運の中でどうしていったらいいのかと感じています。どうですか。

長谷川知司委員長 河野委員から一つずつ進めていくよりも全体的な話、方向性を見たほうがいいんじゃないかということです。私の感じたことを言えば、最初は陳情者から意見を聞きました。次に山田議員からも参考人として意見を聞きました。これについてはお互い言い分がある状況で、勘違いと言ってはいけないんですけど、誤解も相当入っているなと感じました。誤解を生むようなことをしたらいけないのが議員であります、やはり人間ですからそういうことはあります。そのときに議長がどこまでチェックできるかというのがあります、議長もまた人間ですから。

吉永美子議員 私が申し上げたかったのは、一般論として申し上げていて、常に議長は発言に注意されていて、それを逃したからどうのという意味ではないです。基本的にチェックされていると思いますので、当然議長はされているということで一般論として申し上げました。

河野朋子委員 ですから、この4点について一般論としてどうなんですかといえば、全て「はい、そうですね」とか、「はい、そうしていきます」という答えになるんですけど、それで本当にこの陳情者が納得されるのかどうかということです。もちろん、この4点については、具体的にどうしてほしいとか書いていないんですけど、その裏にあるものは、やはり山田議員の発言に対して議会として厳しく、具体的に何かしてほしいということと言われて、こういうふうに挙げられていると思うので、それを酌めば、そこまでしていかないといけないんじゃないかと思います。ただ「はい、発言する議員以外の議員は、疑義を唱え対処すること」、

「はい、そうですね、対処していきます」という回答でいいのであれば、そのとおりでいいんですけど、そこをどうするんですかということ投げ掛けています。

長谷川知司委員長 1、2、3については、当然私たちが注意しないといけないことです。その結果として4のようになったときにどうするかが、私たち議会としての大事なところじゃないかと思います。やはり誤解を生むようなことがあったときに、それはここに書いてある言葉を言えば、ごめんなさいと謝罪する道徳的指導を全議員対象に行うこととか、それはもう議員が自分で判断していくべきかどうか。ここがどうなのかなと思います。意見はありますか。

高松秀樹委員 今、お二人が言われるように、もっともなことが書いてあると思います。でも1番は「適切に対処すること」とあります。これを酌み取ると、陳情者は、今回の発言について不穏当であったんじゃないかと。あったのなら処置をしてほしいということが読み取れると思うんです。やっぱりそれはしっかりやっていく必要があります。最後の4番については、陳情者が来たときにも私は発言したんですけど、こんなことは恐らく議会で取り合う必要がないと思っています。もちろん良識ある人たちが皆さん選ばれて壇上にいらっしゃるの、これをどうのこうのという必要は全くないと思います。1もそうです。2、3については、議会運営の常識の部分なんで、しっかりやっていくしかないと思います。1番の議長はうんぬんというのは、即座に反応できない場面がたくさんあるんです。そのときに、例えばサポート役である議会事務局長が横にいらっしゃるんですけど、そのときに反応できないときは、後日やっぱりその会議録を精査して取消しの措置をしたり、取消しの勧告をしたりという救済措置もありますので、それを我々もしっかりサポートしていく必要があると思います。

長谷川知司委員長 ほかに意見はありますか。今高松委員が全てを網羅して意

見を言われました。特に最終日の発言については大変大事ですよ。そのとき気付かなかっただら、もう次の議会で取消しを言うしかないですから。そういうことを議員も自覚して言わないといけないのでしょうけれども。

高松秀樹委員 今委員長の言われるとおりでと思うんですよ。議員である我々言論の府にいますので、やっぱり口が滑ったり、いわゆる不穏当な発言があったりすることは、誰しもあることなんです。その救済措置で取消しがあるんです。最終日に不穏当発言があると、議長が即座に反応できないこともあるのは僕も分かります。そのときは、やっぱりいろんな指摘のあった中で、議長が本人に勧告を出したり、応じなかったら取消しの処置をして、次の定例会でその旨の報告をしたりすることによって、こういう問題は回避できるのではないかと考えております。それを殊更、例えば我々がどこかの場で言うという話じゃないと思うんですよ、これはみんな知っている話なんで。個人個人がよく考えながら慎重に発言をするというところですけど、これもわざわざ言う必要もないんですよ。みんな慎重に発言しているはずなんで。だから、僕は殊更に1、2、3を取り上げて回答を出すというのは、基本的にないんだなと思っていません。

長谷川知司委員長 それにつきましては、先ほど吉永議員も言われましたように、議員は当然しているべきだと理解しないとイケないと思います。

高松秀樹委員 それで今回問題になるのが、ここは不適切発言と書いていますけど、いわゆる不穏当発言、どういったのが不穏当発言になるのかという基準が恐らく明確にはないんですが、少なくとも議運の中では、こういう発言は不穏当になるということの一定の話合いをしていたほうがいいのかなと思います。事務局は事務局でいろんな調査をされておりますので、事務局を活用しながら、そこをちょっとある程度明確にしておく必要があると思います。

吉永美子議員 地方自治法第132条でいいんだと思うんですが、「普通地方公共団体の議会の会議又は委員会においては、議員は、無礼の言葉を使用し、又は他人の私生活にわたる言論をしてはならない。」とあって、やはり改めてこういったことを機会にして、言葉という部分では議論しておくべきなのかなということを学ばせていただいたという思いがあります。事務局にまたお願いしながら、勉強していくことが大変大事なかなと再認識させていただいています。

長谷川知司委員長 今ここに出席されている委員は再認識したと思いますけど、議員全員への再認識を、この陳情者自体もそのようなことを求めていると思うんですね。それを一言議長から、今後、言葉遣いには、より注意するということをお願いいただくということはどうかなと思うんですが、ほかに何かいい方法があれば。

吉永美子議員 このとき、ブラック企業とまで言い切っているのかなと思ったのを覚えていて、ただ手を挙げて動議まで言うことができなかったということがあります。一般質問のときでも時間を止めてはいけないと思うから、「えっ」と思っても発言しないとか、やっぱりその辺はもう少しこのブレーキを余り掛けないとか掛け過ぎないということを感じつつも、適切にしないといけないのかなと、また改めて今回のことを通して感じさせていただいているところです。せっかく意見を頂いていますので、やっぱり議会の中で発言があったときの対処の仕方、対処というかある面では勇気を持って言わないといけないところがありますけど、「動議」と手を挙げますよね、本来であれば。やはり適切であればそれは使うべきかなと思っています。

高松秀樹委員 そもそも、こうやって意見広告が出て陳情書が出てという、元は山田議員がいわゆる不穏当発言をしたと。それに対して山田議員も対応しないし、議会も対応しないというところから来たんですけど、そこ

で私が最初言ったように、そもそも不穏当発言とは一体何なのかということをお聞きしたいと難しいと思うんです。一部は委員長も言われたんですけど、例えば今回、太陽産業側からすると虚偽の発言があったと、事実と異なる発言、つまりブラック企業の辺りの発言です。これは明らかに不穏当発言に該当すると思っています。さらに、相手が不快感を感じる発言は、いろいろなもの本を見ると、やはりこれも不穏当発言だとあります。そういうところの線引きをちゃんとしておかないと、今後こういう不穏当発言が出てくるんじゃないのかなと思います。

杉本保喜議員 高松委員が言われましたように、確かに議員になって議員の教育というか、不穏当発言はどんなものかとか、不規則発言はどんなものかとか、振り返ってみるとそういうものがなかったような気がするんです。それからもう一つ、議長が気付かずにいた場合に、吉永議員も言われたんですが、私も実は一瞬、ブラック企業という言葉を使うのはどうなんだろうなという思いがしたんですけど、手を挙げて「訂正すべきだ」と言えなかったんです。だから、吉永議員以外にもそういうことに気付いた人がいると思うんです。だから、そういうときには不穏当発言じゃないか、訂正すべきじゃないかというようなことを、手を挙げて進言することもいいんだよというようなこと等も含めて、やはり、もう一度発言における品位の保持とか、無礼な言葉はどのようなものがあるんだよというようなことを振り返ってみるとかが必要ではないかなと思うんです。そのことによって、いつも危ういところで口を滑らせている議員に対して、みんなもある程度、注目をするような方向になるんじゃないかなと思います。

長谷川知司委員長 議員そのものは、皆さん自分の中でそういうことを留意しながら発言はされていらっしゃると思うので、今まではあえて研修するというところまではなかったと思うんです。今後どうするか、要するに議長からの注意で終わるのか、あるいはやはり議員そのものに、こういうときは不穏当発言がどのようなものが該当するか具体的な例も挙げて研

修をして、また、議場での進め方での動議の出し方ということも皆さん理解されるように、研修が要るかどうか、そこをちょっと皆さんの意見をお聞きできればと思うんです。そんな長い研修ではないですが。

伊場勇副委員長 当たり前なことなんで研修は必要ないと思うんです。改めて認識してもらおうような取組があってもいいのかなど。あってもいいのかなというぐらいのレベルで思っています。なので、この件については、委員長がさっき言われたようなことを含め、高松委員が言われたような不穏当発言、例えばその中にある無礼な言葉とは何なのかとか、そういうところを改めて資料としてお出しするぐらいなのかなと思います。

長谷川知司委員長 この方向としては、今後事務局とも話し合いながら、不穏当発言というのはどういうのがあるよというのを調べて、それを資料として各議員に配るということでいきたいと思いますが、それでいいでしょうかね。

伊場勇副委員長 この陳情書に対しての回答は特になく、そういう取扱いをしますというような回答になるのでしょうか。

長谷川知司委員長 この陳情書の理由の下のほうにありますように、今後のより良い議会運営のため具体的に取り組むことが必要。それが今の一つの手法だと思うんです。私たちがそういうことをやっていくことで、不穏当発言をなくしていくということが回答になるんじゃないかなと思うんです。回答を文書で出す必要があるかどうか。陳情者にそこまでは必要ないと思うんですが、どうでしょうか。

河野朋子委員 回答はどんなことがあっても一応しないといけないとなっているんですが、さっきから何回も言うように、表面的に出てくる、今後こうやっていきますよというのは、もちろん当たり前なことなんです。その大前提となっている山田議員の発言について、どう捉えたかというこ

ともきちんと回答しない限り、陳情者はそれを含めて陳情されているわけですから、今後、全議員でそういうことに努力していきますというような答えて、とても納得されるとは思いません。

長谷川知司委員長 ちょっとすいません、頭のほうに件名としてありました。そうですね。

伊場勇副委員長 河野委員の言うとおりで、不適切発言から見る議会、議員の在り方なので、不適切発言と見るかどうかのところは、回答として必要なのか、ここが判断していいのかどうか、それについて回答に入れるのかどうかだと思います。僕は、不穏当だったんじゃないかと認識しております。

河野朋子委員 先ほどの不穏当な発言という定義からいくと、本当にそうだったのかどうか明確には判断できませんが、先ほど山田議員のいろんな説明や太陽産業の社長のお話を聞いた限りでは、もうお互いの思い込みとも言えます。山田議員については、事業者について明確にそれを指摘していなかった部分と、後日その事業者についての情報も少し事実と違うことがあったというようなことで、そういった思い込みによるというか、それは相手をこらしめてやろうとか相手を不快にさせてやろうというような意図でなかったにしても、議会人としてきちんと指摘していきたいというようなことからの質疑ではあったと思うんです。それがやはり結果的に、そういうふうになってしまったということについては否めないと思います。その言葉自体が、本当に不穏当発言かどうかということについて判断しろと言われた場合、自信を持ってこれは不穏当でしたというのは、ちょっと判断しかねます。しかし、このいきさつを聞いた上で、そういった発言をしたことによって、結果的にそういうことが生じてしまって、早い時期に解決できたものであったにもかかわらず、法廷にまで出てしまったというような残念な結果に陥っていますので、そういうことも踏まえた上では反省すべきことがあると思います。それを含

めた上で、全議員にこういう事例があったということを知らせたり、今後そういうことがないように、それぞれが気を付けていこうというようなことをしていったりする必要があるとは思いますが。明らかにその時点で不穏当だったとは、ちょっと判断しかねます。

長谷川知司委員長 どうまとめましょうか。

杉本保喜議員 私の持っている資料で地方議会総合研究所長の芦塚さんという方がセミナーで話している中に、不穏当発言の該当基準として、一つは無礼な発言、二つ目は他人の私生活にわたる発言、三番目に発言の根拠が不明確である発言や事実と異なる発言、四番目が基本的人権を侵害する発言と、この四つを挙げているんです。この四つの中で、今言ったような話の中では、どれかというところ、発言の根拠が不明確である発言や事実と異なる発言に当たるのではないかなと考えています。

長谷川知司委員長 今の杉本議員が言われた出典そのものは根拠があるものとは思いますが、それが絶対正しいとも言えませんし、一般論から言えば今の3に該当するというところで、山田議員の発言はちょっと不穏当だったのではないかということでもよろしいでしょうか。ほかに意見はありますか。

高松秀樹委員 山田議員の発言は、不穏当発言に該当すると思っています。思っていますという個人的な話よりは、最終的には議長が「不穏当であった」と言って、一番いいのが次の定例会の冒頭にその報告をするべきだと思うんです。そのために議運の中で話しているんです。議運の中でこれは不穏当発言だということになれば、もう議長から、議運でそういう話になったからということで報告になると思います。もうそこだけ皆さんが一致しているかどうかだけでいいんじゃないですか。僕は不穏当発言だと思います。

長谷川知司委員長 今、高松委員が言われましたように、委員が皆さんで一致した認識を持っていないといけません。次に、河野委員どう思われますか。（「さっき言ったから」と呼ぶ者あり）副委員長はどうですか。（「さっき言った」と呼ぶ者あり）参考に委員外議員も。杉本議員は言われましたね。吉永議員はどうですか。

吉永美子議員 いわゆる適切ではなかったという認識があったからこそ、12月のときに事実上の修正ができなかったんですかと確認しています。それがもう全てです。

長谷川知司委員長 皆さん一致で、やはり山田議員の発言は、不穏当かつ不適切であったという理解でよろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）そういうことで結論付け……

高松秀樹委員 その結論によって、議長は次の定例会にその旨の報告をされると思っていいのでしょうか。

長谷川知司委員長 この進め方については、ちょっと事務局とも、また議長ともまとめていかないといけないので、どういう形できちんと議長が言われるかはちょっと調整させていただきたいと思います。議長それでよろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）事務局もそういう形で調整していくということで。（「はい」と呼ぶ者あり）では、これで……（発言する者あり）回答は議事録を見て、きちんとチェックし、私のほうで作成したいと思います。よろしいでしょうか。（「はい」と呼ぶ者あり）陳情書5については、これで終わります。次に、付議事項6、抗議文。山田伸幸議員の不穏当発言の取消し等についてを進めたいと思います。これはYフーズが出席されません。そういうことで、もう一方の当事者であります山田議員から意見をお聞きしたいと思いますが、どうでしょうか。（「今から」と呼ぶ者あり）いいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）では、参考人を呼びますので、暫時休憩します。

---

午前 11 時 43 分 休憩

---

(山田伸幸参考人 入室)

---

午前 11 時 49 分 再開

---

長谷川知司委員長 では、休憩を解きまして、委員会を再開します。では抗議文についてを議題として審査を行います。本日は参考人として山田伸幸議員の出席を得ております。それでは委員会を代表して参考人の方に一言御挨拶申し上げます。本日は忌たんのない意見をお述べくださいますようよろしくお願いいたします。本日の議事について申し上げます。本陳情書について、参考人の方から説明していただき、その後、質疑に入ります。参考人におかれましては、委員長の許可を得てから発言してくださいようお願いします。発言の内容は問題の範囲を超えないようお願いします。また参考人は、委員に対して質疑することができないことになっていますので、御了承願います。では、陳情書の内容について、参考人から説明を求めます。

中村議会事務局議事係長 先に、先ほど委員長が「陳情者は出席されない」とおっしゃいましたが、陳情者に意向をきちんと確認して、陳情者からは出席しませんという回答を得ております。

山田伸幸参考人 まず抗議文の冒頭に不穏当発言とありますが、この不穏当発言については、どのような明確な基準があるのかどうなのか。それは、今のところ議会では確立されていないと私は思っております。そのことをまず述べさせていただきます。要望書に詳しく書かれておりますが、その中で、問題点として、まず1、山田議員は弊社が独善的で不平等なとんでもない会社であるという前提に立っているために、このような発言を行ったこと、とありますが、そういった思いは全く持っておりませ

ん。2番、山田議員は、市場運営が分からない中での無責任な発言を行ったこと。これも、全く分からないわけではなくて、様々な仲買人や仲卸の方等から様々な情報を仕入れて今回の発言に至っておりますので、分からないと言われるのは筋違いではないかと思っております。3番目、山田議員本人ができる調査を行わずに無責任な発言をしたこととあります。これについては、代表者である山崎さんに面接もせずにもそのように断定したと言われておりますが、私が行った調査というのは、9社について訪問し、そこで様々な聞き取りを行いました。その上で発言しております。特に仲買人となる保証金の問題について、多くの方からの不満が聞こえておりました。その中で、ある業者に対しては、「私は保証金を払うことができないので商売ができませんね」と言ったら、「場外取引で応じるので保証金は要りませんよ」と説明された方がいらっしゃる。その一方で、「仲買人の登録のための50万円は払えません」と言ったら、しかもそこで強い言葉で言ったら、そのまま帰られたという話がありました。あとその方が私に言われたのは、ほかの業者には「払わなくてもいい。場外取引で面倒を見る」と言われたと。しかし、私には言ってくれなかった。要するに私はもうこの市場では取引しなくていいと言われたようだというふうに言われましたので、そのことを発言している問題であります。それが、④について書かれておりますが、「補償金を払えない人には、去ってくださいと言った」という発言を私はしておりますが、これがそのことを指しております。それだけではなくて、2社の方がこれを機に廃業されておりますし、1社の方はもう一切そういう仕入れ自体もやめて、今あるものを売って、商売もそれで終わるなら仕方がないということをおられました。そういったことを取材した上で、今回のこの質疑に至った次第でありました。以上です。

長谷川知司委員長 山田参考人から説明がありました。これについて皆様方から質疑があれば、お聞きしたいと思います。

高松秀樹委員 令和3年3月22日の会議録は、これは以前、議運に資料とし

て提出を事務局が準備されたんですか。（発言する者あり）これは本会議場でどういうことを言ったのか、もちろん正確に知る必要があると思います。ということはこの委員会にその会議録を正式に提出してもらって、それを精査の上、審査を行うべきだと思います。

長谷川知司委員長 議事録を精査したいという意見がありました。ほかに皆さんありますか。

伊場勇副委員長 9社訪問して調査されたということなんですが、これは全部じゃなくて一部ですか。全員にしたわけじゃないですよ。

山田伸幸参考人 私の知る得る限りの業者であります。全部ではありません。誰が全部かという情報を私は持っておりませんので、知り得た様々な情報を組み合わせて訪問しました。

吉永美子議員 月日を覚えていないんですけど、50万円のことで、Yフーズは相談されたらそれに対応をしているとかするとかというような答弁が執行部からあったと思っているんですけど、要は相談に応じてという形をしておられるかどうかの認識はいかがですか。

山田伸幸参考人 ですから、先ほども言ったように、業者によっては、仲買人登録をしなくてもいいよと言われた方がおられる一方で、そのことを言われずに、自分はもうこの市場では取扱いはできないんだと思われた方もいらっしゃると思います。ですから、そこで、僕は不公平なことが行われているのではないかという疑念を持ったわけです。

高松秀樹委員 さっき言ったように、山田参考人がどう思ったとかどう感じたとかは全く関係ないですよ。本会議場で何をしゃべったかということなので、会議録をまず委員会にきっちり出していただいて、それから審査をしたほうがいいと思います。

長谷川知司委員長 高松委員が改めて言われましたので、会議録を見た上で再度審議したいということで行きたいですが、よろしいでしょうか。（「はい」と呼ぶ者あり）事務局はそういう進め方で何か異議がありますか。

中村議会事務局議事係長 出すに当たっての懸念事項がちょっとありまして、不穏当発言がどこかというところがまず、そこを再度提示するようなことにならないようにするしかなくなります、委員会に正式に出すとすれば。出し方として、そこがちょっと懸念されるんですが、いかがでしょうか。

高松秀樹委員 今、その部分を審査しているので、しっかり出してもらうのと恐らく事務局はそれがネットにアップされるのをイコールで考えていらっしゃると思います。そこは分けて考えてもいいんじゃないですか。僕は今回、審査第一で行くべきだと思っていますので、資料としては出しても、それはネット上にはアップしないということはどうですか。

長谷川知司委員長 今、インターネットでは、そのことは全部アップされているわけですね。資料が出ていますよね。どこまでできるかということも含めて、また皆様にお知らせします。今日の審議は一応ここまでということで委員会を終わりたいと思いますが、よろしいでしょうか。（「はい」と呼ぶ者あり）では、これで第63回議会運営委員会を閉会します。お疲れ様でした。

---

午後0時 散会

---

令和3年（2021年）4月13日

議会運営委員長 長谷川 知 司